補装具費支給についての意見書

(車 椅 子 用)

氏 名		生年月日		年	月	日生
障害名及び原因 となった 疾病・外傷名	*障害者総合支援法施行令で定め 注:下記補装具を必要と認める					月 日 ない)
経過	ては、身体症状等の変動状況や	日内変動等	E についても	記載する。		
現症						
補装具					_	
種類・型式・機構						
支給を必要とする理由						
(右記の付属品については、 車椅子に 付属しなければな らない必要性や本人の状況 を記載してください。) 上記のとおり診断	・搭載台(携帯会話補助装置 (理由 ・酸素ボンベ固定装置(理由 ・点滴ポール(理由 ・栄養パック取り付け用ガー ・日よけ ・雨よけ(理由 「する。 月 日 医療機関名			(喀痰吸引	【器))))
	診療担当科 医 師 名					

[※] 裏面に記入上の注意事項がありますので、ご一読のうえ記入してください。

本人の状態像、補装具の処方について、できるだけ具体的にご記入ください。 〈意見書作成にあたってのお願い〉

1 車椅子の対象者は、「歩行不能、あるいは実用歩行困難な者」となっています。 また、レディメイド式・モジュラー式・オーダーメイド式があり、モジュラー式・オーダーメイド式は体格・体型・障害状況がレディメイドにあわない者を対象とする。

経過・現症の欄で具体的に症状を記入してください。

- 2 車椅子の形式は以下のことを参考にして、本人の操作能力に応じたものを処方してください。
 - (1) 自走用

歩行障害があって義肢・装具等の他の補装具によっても移動が困難な者。

(2) 介助用

歩行が困難な者で、上肢障害があるため手動操作が不可能であって、移動に介助者を必要と する者。

- (3) リクライニング機構
 - ア 頸髄損傷者で低血圧性発作を起こしやすいため、随時に仰臥姿勢をとることで発作を防止 する必要のある者。
 - イ リウマチ性の障害等によって四肢・体幹に著しい運動制限・麻痺があるため、座位を長時間保つことができない。そのため、随時に仰臥姿勢をとることで、座位姿勢による生活動作の回復を図る必要がある者。
- (4) レバー駆動型、片手駆動型

歩行困難な者で、かつ、片上肢機能に障害のある者。使用には相当の操作能力と訓練を必要とする。

(5) 手動リフト機構 自走用

車椅子乗降において一部介助を受けている者のうち、当該車椅子を使用することによって自力乗降が可能となる者等、日常生活または社会生活において真に必要な者。

(6) ティルト機構

脳性麻痺、頸髄損傷、進行性疾患等による四肢麻痺や、関節拘縮等により座位保持が困難な者であって、自立姿勢変換が困難な者。

- 3 補装具の処方欄については、本人の障害状況、操作方法、移乗方法等から、付属品等について 記入してください。
- 4 支給を必要とする理由は、必ず記入してください。
- 5 内部障害者については、「車いすによらなければ歩行機能を代償できない」と認められる場合 に限り、介護用の介助用車椅子対象となります。

なお、内部障害者については、意見書は別に様式を定めております。

内部障害者用・・・・・様式6-2

お願い(必ず記入前に目を通してください)

介護保険制度の対象者は、総合支援法のサービスを受ける場合であってもまず要介護認定を受けてから、対処することになっています。

40歳以上65歳未満の障害者で、16の特定疾病に該当する方で、まだ、要介護認定を受けていない場合は、この意見書を作成しないで、市町村窓口で要介護認定の手続きをとるようにご指導下さい。